

帯広市生活館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月27日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第18号

帯広市生活館条例の一部を改正する条例

帯広市生活館条例（平成10年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健衛生室」を「多目的室1」に、

「

教養娯楽室	1時間につき	100円	110円
	全日	1,100円	1,000円
調理実習室	1時間につき	490円	330円
	全日	5,100円	3,000円
和室1	1時間につき	120円	130円
	全日	1,250円	1,200円
和室2	1時間につき	90円	100円
	全日	950円	900円

を

「

多目的室2	1時間につき	180円	150円
	全日	1,850円	1,350円
多目的室3 (調理機能使用時)	1時間につき	490円	330円
	全日	5,100円	3,000円
多目的室3 (調理機能不使用時)	1時間につき	130円	110円
	全日	1,400円	1,000円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の申請その他多目的室1、多目的室2及び多目的室3を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

」